

審査基準

ご提出頂いた提案については、以下の項目・視点に沿って審査を行い、総合的に採否を検討します。なお、提案企業が複数事業を同時並行的に実施・提案することを排除しませんが、かかる状況で新規の提案を受け付けた場合には、当該企業の調査事業に係る事業化状況、少数に限定されない出来るだけ広範囲の企業に本スキームを活用頂くとの観点を加味して採択可否を検討します。

<予備調査・本格調査共通>

1.プロジェクト概要

(1) 法人の経験・能力・意思

提案法人の事業経験・事業実施能力及び事業化意思について、国内外において十分な類似業務経験や海外（途上国が望ましい）における事業投資経験を有しているか、また提案法人の事業化へのコミットメントはどの程度か、といった視点において審査を行います。

(2) プロジェクトの概要

当該事業の技術的・財務的フィージビリティや、（純然たる民間事業でない限り）事業の商業性を担保する上で必要な政府支援の合意可能性、事業権獲得の見込みといった、事業の実現可能性を中心とした視点に立って審査を行います。

2.調査概要

(1) 調査の概要

調査方針・調査 TOR、並びに調査方法・作業計画の妥当性について審査を行います。

(2) 調査体制の妥当性

当該調査において起用する予定のプロフェッショナルファーム等について、それぞれ当該事業分野・事業スキーム（プロジェクトファイナンス・エクイティ等）に係る十分な類似調査経験があるか、また海外（途上国が望ましい）における調査経験があるかという視点において審査を行います。